

3. 社会福祉の拡大と助長

(1) 低所得者対策

- ▶生活困窮者自立支援制度への対応
生活困窮者自立支援事業の周知、情報提供
相談支援から就労支援まで、関係機関・団体との連携により、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行う。
- ▶生活福祉資金貸付事業（県社協）
経済的な自立を目的とした資金の貸付及び償還指導を行い、民生・児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援する。
- ▶小口生活資金貸付事業（町社協）
低所得世帯において、緊急の出費を要するため困窮している場合に一時的な生活資金を貸し付け、当該世帯の自立の支援指導を図る。
- ▶行路人援護

(2) 高齢者・身体障がい児（者）福祉の増進

- ▶地域支援事業の実施（コミュニティサロンの普及強化、介護予防事業の開催）
- ▶介護用品の貸出（車椅子・ベッド・エアーマット）
介護保険制度上でのサービスを利用できない方等へ貸出することにより介護予防及び福祉の増進を図る。
- ▶さくら号（リフト車）の貸出
車椅子を必要とする障がい者及び高齢者の移動の援助を図る。
- ▶配食サービス事業の実施
一人暮らし高齢者及び高齢者世帯への配食サービスを実施し、安否確認も行う。
費用は無料とし、財源は福祉バザー収益金等による。
- ▶クリスマスのつどいの開催
在宅障がい児（者）及びその父兄を交え社会参加への援助・助言を行う。
- ▶障がい者音訳サービス事業の実施
視覚障がい者等への情報提供を目的に、町広報紙及び社協だより等の音訳CDを貸し出す。
- ▶合同手話奉仕員養成講習会の開催（館林市・板倉町・明和町）
聴覚障がい者に対する理解と認識を深め、手話表現技術を習得し、手話奉仕員を養成することを目的とする。
- ▶思いやり福祉サービスの実施
高齢者、障がい（児）者を対象に、会員登録制による在宅福祉サービスを行う。
協力会員養成講座を開催する。

(3) 児童福祉の増進

- ▶板倉町学童保育対策事業管理運営（町委託）
学童クラブ施設内において衛生及び安全の確保に努め、適切な遊び及び生活の場を与えて、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童の健全育成を図る。
- ▶社会福祉協力校への活動協力援助
- ▶ボランティア体験学習の開催と協力

(4) 福祉人材の育成

- ▶社会福祉実習生の受け入れに協力

(5) 福祉関係団体活動支援

- ▶老人クラブ、遺族会、母子寡婦会、みずほ会、やすらぎ会、心身障害児者療育父母の会、ボランティア連絡協議会、朗読ボランティア声のリボン、身体障害者更生会の事務及び運営費補助・活動への協力と援助。

(6) ボランティアセンター事業運営の強化

- ▶ボランティア支援事業
ボランティア保険への加入、視察研修会開催等の支援
- ▶ボランティア相談事業
ボランティアコーディネーターによる依頼の相談、活動相談及び活動先紹介。
- ▶ボランティア活動情報の提供
社協だよりの掲載、ボランティア情報紙の発行
- ▶ボランティア養成事業
各種ボランティア養成講座の開催と育成の充実強化

4. 募金運動の推進

(1) 赤い羽根共同募金の推進

- ▶豊かな福祉社会を実現するために募金運動に協力する。

(2) 配分申請調整機能の充実

- ▶社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等への周知に努める。

(3) 歳末たすけあい運動

- ▶歳末たすけあい実行委員会を開催し弱者、困窮者等への適正配分の実施

(4) 福祉バザーの実施及び町民への周知と理解を図る

5. 福祉サービス利用支援

(1) 苦情解決窓口設置事業

- ▶介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、苦情解決責任者、第三者委員を設置して適切なサービスの提供に努める。

(2) 日常生活自立支援事業

- ▶判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、生活支援員の協力のもと、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳などの書類の保管などを適正な方法で支援する。

6. 指定管理事業

(1) 総合老人福祉センター

- ▶受付業務、利用者証の発行等円滑な管理経営に努める。
- ▶趣味による教室やクラブ活動を展開し、高齢者の生きがいづくりと入館者増を図る。
- ▶町の「健康づくりのまち」宣言に伴い、センター内の測定器具を活用し血圧や体重等を測定いただき利用者の健康維持を図る。
- ▶老朽化する施設の維持管理並びに修繕、環境整備を行い、高齢者の憩いの場としての機能維持に努める。
- ▶季節的特別企画を開催し、入館者増を図る。
- ▶趣味嗜好を取り入れた事業活動を行い高齢者以外の方の利用の増進を図る。
- ▶売店等のサービスの充実を図る。
- ▶周知方法（インターネット・広報等）の徹底に努める。
- ▶消防避難訓練を年2回実施し、入館者の安全管理に努める。

(2) デイサービスセンター

- ▶消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。
- ▶介護保険対象施設として、利用者確保に関するPR活動の強化に努める。
- ▶利用者へのサービス向上及び職員の質の向上に努める。

(3) 障害者生産活動センター

- ▶利用者の日常生活支援を通して、個々の能力や可能性を広げることにも努める。
- ▶施設の維持管理及び修繕整備を行い、利用者が作業しやすい環境作りにも努める。
- ▶プランター配置事業協力者の拡大と、地域の方々との交流を通して障がい者への理解を図る。
- ▶利用者の賃金増額に向けての事業拡大を図る。
- ▶消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。

(4) 障害者デイサービスセンター

- ▶機能訓練を通して個々の能力維持及び支援の充実。
- ▶家族、介護者の負担軽減を図る。
- ▶消防避難訓練を年2回実施し、利用者の安全管理に努める。

7. 社協独自事業

(1) 小規模多機能施設「えがお」の管理経営

- ▶他の地域密着サービスや町との連携強化に努める。
- ▶避難訓練等を年2回以上実施し利用者の安全管理に努める。
- ▶年6回の推進会議を開催し円滑な小規模多機能施設運営を行う。
- ▶介護保険対象施設として、利用者確保及びサービスの向上に努める。
- ▶利用者へのサービス向上及び職員の質の向上に努める。

8. 企画・調査研究事業

- (1) 介護保険制度改正に伴う「地域包括ケアシステム」構築に向けて、課題等を整理・検討し、地域支援事業の充実にも努める。
- (2) 社会福祉関係事業所との連携と情報の共有体制の確保より効果的な事業を推進するため、福祉施設をはじめとする社会福祉関係機関等との連携や連絡調整に努める。
- (3) 調査研究活動事業
在宅福祉サービスの充実や福祉サービス等地域福祉を推進していくために、各種ニーズ調査等を通じて、住民の福祉に対する要望や意見の把握に努め、活動や事業に反映させる。